

# 東吾妻町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1. 目的														
東吾妻町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以降、「アクションプログラム」という。）は、東吾妻町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、毎年度、耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。														
2. 位置付け														
本アクションプログラムは、東吾妻町耐震改修促進計画（改定版）に基づき策定する。														
3. 計画（令和5年度）														
取組内容	<b>【財政的支援】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震診断士派遣事業を実施</li> <li>住宅の耐震改修費（工事費のみ）補助を実施</li> </ul>													
	<b>【普及啓発等】</b> <b>1）住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化普及啓発の案内を町内全戸に配布</li> </ul>													
	<b>2）耐震診断実施者に対する耐震化促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、診断者（建築士）が診断結果を説明すると共に、「耐震改修の必要性、工事のイメージ、工事費の目安、改修事業者リスト及び補助制度」を説明する訪問相談を実施</li> </ul>													
	<b>3）改修事業者の技術力向上等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修事業者に対する耐震講習会を1回以上開催（県と共同実施）</li> <li>改修事業者リストを作成し公表（県と共同実施）</li> </ul>													
目標	<b>4）一般住民への周知普及</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌等で耐震診断・耐震改修の必要性と補助制度を周知</li> <li>役場本庁舎に住宅耐震化普及啓発ブースを設置（1週間以上）</li> <li>リーフレットを配付し耐震改修の必要性と補助制度を周知</li> </ul>													
	<b>1）住宅の耐震診断士派遣事業を3戸実施</b> <b>2）住宅の耐震改修費（工事費のみ）に対する補助を1戸実施</b>													
実績(戸)	年度	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
	診断士派遣	5	1	0	1	0	3	0	1	0	3			14
	診断結果耐震性無	5	1	0	1	0	3	0	1	0	3			14
	改修補助					0	0	0	0	0	0			0
4. 自己評価（前年度の取組）														
取組実績	昨年度は耐震診断士派遣事業・耐震改修の補助制度周知として町広報紙に4月と8月の2度掲載を行った。他にも、申請期間内にパンフレットを作成し、毎戸配布、パネルの展示を1か月間役場庁舎内で行った。その結果、令和3年度は0件だったが、木造住宅耐震診断実施が3件になり、耐震診断の結果を基に「耐震改修の必要性、工事のイメージ等」を説明する訪問相談についても3件実施できた。													
	課題	耐震改修・耐震診断士派遣制度の周知ができ、診断実施件数及び訪問相談実施件数は3件に増加したが、耐震改修については未実施であるため耐震診断結果が規定値に達していない住宅に対して、耐震改修を促す必要がある。												
改善策	町広報紙への掲載は今までのとおり行い、パンフレットの配布とパネルの展示を受付期間内に行う。より多くの町民の方に支援制度を知ってもらうことで、補助制度の申請件数の増加を目指す。													